

生活保護法指定医療機関等 届出事項一覧

届出を要する事項		指定申請	誓約書	変更届	廃止届	備考
新規申請	医療機関	病院、診療所、歯科、訪問看護ステーション、薬局が初めて指定を受けるとき	○			
	施術者	あん摩・マッサージ師、はり・きゅう師、柔道整復師が初めて指定を受けるとき	○			免許証（写）添付
既に指定を受けている場合	1 医療機関コードが変更になった場合 (1) 移転 (2) 開設者の交代 ①個人の交代（Aさん→Bさん） ②個人⇄法人 ③法人が別法人に変更したとき (3) 医療機関の種類が変更（診療所⇄病院）		○		○	旧コードの廃止届と新コードの指定申請
	2 医療機関コードが変わらない場合 (1) 指定医療機関等の名称・所在地の変更 (2) 開設者の氏名・所在地に関する変更 ※法人の代表者（代表取締役、理事長等）の変更の場合は届出不要 (3) 管理者の変更 ※住所、生年月日も明記すること			○		
	指定医療機関等の事業自体を廃止した場合				○	
	指定医療機関等を休止する場合					休止届
	休止した指定医療機関等を再開する場合					再開届
	指定を辞退しようとする場合 ※30日以上予告期間を設けること					辞退届
医療法等による処分を受けた場合 (生活保護法施行規則第14条第3項に規定する処分)					処分届	